

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

八雲町立熊石中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

熊石中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとします。いじめは「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点と、絶対に許されるものではないという基本的な考えのもとに、豊かで人間的な触れ合いの機会を設け、人の願いや悩みなどを自己との関わりで考えられる人格の育成を図る教育活動を展開しながら、全校体制で組織的な取組を進めます。

熊石中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

校長、教頭、生徒指導主事、各学年代表（該当担任を含む）、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「いじめ防止対策委員会」を定期的を開催し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行います。いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告します。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努め、人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方についての理解を深めます。また、学校生活での悩みの解消を図るための教育相談を効果的に活用するとともに、いじめに対して定期的にアンケートを行い情報収集します。体育祭、文化祭などの縦割り活動において、協力したり・協調したりすることを通して、人とよりよく関わる力を育みます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の八雲町立熊石中学校のいじめ対策組織担当

連絡先01398-2-3396（学校代表電話 教頭 福山）

北海道教育委員会・八雲町教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9～12 時 13～17 時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
渡島教育局教育相談電話（電 話）	0138-47-9177	
八雲町教育委員会子どものいじめ相談ダイヤル	0137-63-3130	



道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメージ
キャラクター